

編集/コンビニの会事務局
連絡先/〒452-0807 名古屋市西区歌里町 147 番地
TEL/FAX(052)505-6082(コンビニハウス)

障害をもつ人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人
コンビニの会

定価/150円
昭和54年8月1日第三種郵便物承認

第153号



メキシコのサンクリストバルの教会

小さな海外旅行

グアテマラ在住日本人宿経営

辻 秀樹

流行病でこの2年間世界は閉ざされ、人の行き来はなくなりました。すっかり日本人には縁遠くなってしまった海外ですが、今回は隣国とはいえ小さな海外旅行のお話をします。

メキシコは陰性証明なしに入国出来る数少ない国の一つです。私の住む村からは7時間程ローカルバスを乗りついで国境に向かいます。コロナ禍とあって普段は活気に溢れた国境の村も少し静かになっていました。メキシコとグアテマラの時差は1時間、携帯を見るとすでに修正されています。パスポートに押されたスタンプやこうした些細なことが旅情をくすぐるものです。到着したらまずは今夜の宿を探さなくてはなりません。セントロから数ブロック離れた静かな通りを進むとよさげな宿が数件ありました。その中の一軒が気に入ってチェックイン。中庭に面した廊下に小さなテーブルと椅子があつてのんびりと本を読むことが出来そうです。

(次頁へ)

メキシコ料理を楽しんだり、カフェで他の国から来た旅行者と話していると、コロナ禍であることを忘れてしまいそうです。現地に住む友人と再会を喜び、互いの無事を確認しました。メキシコもワクチン接種がだいぶ進んでいるとのこと。最近では観光客も随分と増えたそうです。

マスクや検査など少しの煩わしさはありますが世界はまた少しずつ開き始めていました。ほんの1週間ほどの滞在でしたが久しぶりの他国への小さな旅は新鮮に感じることが出来ました。

かれこれ2年前、流行病が始まって国が閉ざされてしまいました。僕は暮らしを大きく変えることになりました。苦しい時もありましたが、最近新しい暮らし方にも慣れ、のんびりと漁師を生業とした田舎暮らしを楽しんでいます。



グアテマラの子供、ウイピルという民族衣装は母親の手刺繍が施されとても可愛い

雑記 ごまめの歯ざしり

3人目にして

1人目は帝王切開。予定日3週間前に破水からのバタ出産。2人目は予定日1週間遅れで、明日帝王切開です。言われて入院したらその夜陣痛がきて、無事出産。ただこの時も僕が駆けつけるとちょうど陣痛も強まって、分娩室に入りワタワタしてる間に出産。一応2人とも立ち会えたけど、どうも、自分が役に立ったのかわからず、2、3歳で2人とおしゃべりするようになって、どんどん可愛くなってきた感じでした。が、今回はちがいました。長男の山くんが亡くなってから、もう1人欲しいとお互い強く思っていて、それに呼ばれてか、うちに来てくれた彼女。紗也ちゃんも次は気持ちよく産んでみたいという気持ちがあり、専属の助産師さんを探しました。そして、予定日の数日前におしるし、実家に帰っていた紗也ちゃんと電話で様子を聞きながら今日だと決め込んで、仕事を早めに終えて名古屋へ。ソワソワしながら実家へ着くと、至って普通に夜ご飯。しかし眠くなって横になると「来たっばい！」と声。家を出る頃に見える月は満月2日前。ちょうど山くんが亡くなった夜見た月と同じ。病院へ着くと順調に間隔も短くなり、早そうねと助産師さん。今回はベットの所で陣痛のたびにあれこれ体勢を変えて、最後は僕と向かい合って膝立ちして肩にもたりかかりふうづぶづぶと踏ん張る。「はい、いいよー。ちょっとここでストップ」と助産師さん、「ムリーっ！っ！」。僕も流石にその力を支えきれなくなり、足が崩れかけた時に、ずるんと、2人の間に赤ちゃんが出てきました。産まれたあ！となんか今回は一緒にやり切った気持ちでした。あれからはや3ヶ月、寝返り打つようになり、順調に育ってムチムチになってきました。しかし、今回はほんと、産まれたその日からかわいいです。まんなまるお月さまの望(もち)ちゃん。

1年程前に、知的障害のある娘さんの母親から、「娘の預金を引き出しに行ったら、銀行員から『成年後見制度を利用してください』と言われて、『どうして?今までできたのに』と聞いたら、『親権者ならできますが、娘さんが成人になったのでできません』ということでした。どうしましょう。」という相談を受けました。

知的障害者の権利擁護と 成年後見制度

特定非営利活動法人成年後見もやい
塚本 道夫

法定後見制度の概要

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|----------|--|--------------------------------|--|
| 対象となる人 | 常時判断能力の欠けた状態の人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 申し立てできる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長、検察官など | | |
| 同意権の範囲 | なし(被後見人には判断能力がないので、同意をしてもその通りの行為をできるとは限らないため。) | 借金、相続関連など民法で定められた財産に関する重要な行為 | 借金、相続関連など民法で定められた財産に関する重要な行為の中で、申し立ての範囲内で裁判所が定める行為(本人の同意が必要) |
| 取消権の範囲 | 日用品の買い物など日常生活に関する行為を除くすべての行為 | 同上 | 同上 |
| 代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 申立ての範囲内で裁判所が定める行為(ただし本人の同意が必要) | |

◆ 法定後見制度と任意後見制度 ◆
この事例のように、わが子の預貯金を下ろせないのは困りますが、判断能力の不十分な人たちの財産や生活を守るのが成年後見制度であり、いわゆる「親なきあと」の不安解

消の一助になるものです。

成年後見制度は認知症、知的障害等のある本人に代わって預貯金の引き出しや福祉サービスの契約等の法律行為をする後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」)を決めて、家庭裁判所の監督の下、後見人等が本人の権利を守り一定の支援をするものです。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、親族などから家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が本人の判断能力に応じて後見人等を選びます。表は法定後見制度の概要です。

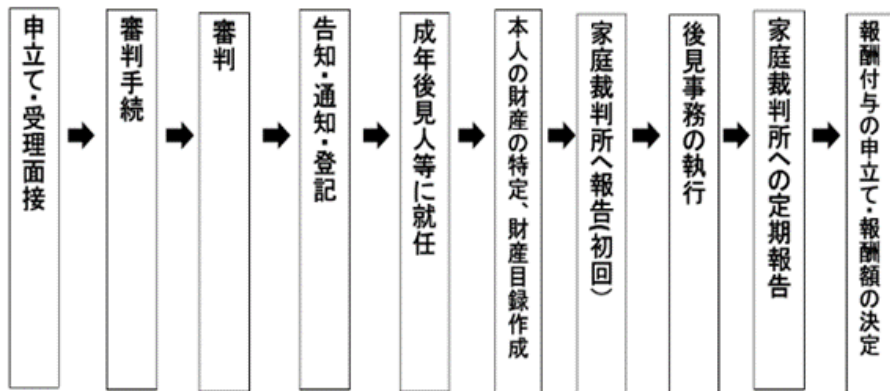
任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが任意後見人を選び、本人の判断能力が不十分になったあと、代わりにしてもらいたいことを契約

(公正証書)で決めておく制度です。したがって、判断能力がすでに不十分な知的障害者の場合は、任意後見ではなく法定後見となります。任意後見は親自身の高齢化にともなう判断能力の衰えなど、親自身に必要なってくるかもしれませんが、以下、法定後見制度を中心に述べます。

◆ 法定後見制度の申立てと事務の流れ ◆

法定後見制度の申立てと一連の事務の流れは図のとおりです。申立人は4親等内の親族なら誰でもなれます。適当な申立人がいない場合は、市区町村長(名古屋市では各区の社会福祉事務所長)が申立てることができま
す。申立てから審判の確定がするまでに2〜3か月かかります。後見人等になってもらいたい人を候補者として申立書に記載するこ

法定後見制度の申立てと事務の流れ



とができます。候補者がそのまま選ばれることが多いですが、最終的に誰にするかを決め

るのは家庭裁判所です。まったく面識のない専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)が選ばれることもあります。ここ数年は、家庭裁判所が親族以外の専門職や社会福祉協議会、特定非営利活動法人等の法人に決める傾向が高くなっています。2020年においては、親族が約20%、専門職、法人等の第三者が約80%の割合となっています。後見人等を監督する後見監督人等が選ばれることもあります。

◆ 成年後見制度の利用の現状と

気になる後見人等の不正 ◆

成年後見制度の利用者は約23万人です。2016年に成年後見制度利用進法が制定されたこともあり、利用者は増加傾向にありますが、認知症、知的障害者及び精神障害者

の数と比較して著しく少ないのが現状です。他人に自分や子どもの財産を管理されることとの抵抗感や最後まで自分や家族で管理したいという気持が当然ありますし、本人の財産から後見人等に支払われる報酬額も気になります。

後見人等が本人の財産を着服したという事件を新聞で見た方もいると思います。不正の多くは親族後見人によるものですが、親族の場合、後見制度の不理解から生じたものが多いのですが、専門職の場合は制度を熟知して行ったので悪質です。ここ数年、「後見制度支援信託」や「後見監督人」といった制度が強化され、後見人等の不正は、年々減少し、2020年はピーク時の4分の1以下の186件です。利用者に対する割合はわずかに0.08%ですがあってはならないことです。

◆本人の意思の尊重と後見人等への報酬◆

成年後見制度はこれまで財産管理に偏重し、保護的・防衛的色彩が強かったのですが、後見人等には本人の意思を尊重する義務があり、本人への意思決定支援を踏まえた発達保障や生活の質の支援と変わりつつあります。

後見人等は毎年、家庭裁判所や後見監督人に事務報告書を提出しなければなりません。後見人等に支払う報酬は、本人の資産や収入、業務量などに応じて毎年、家庭裁判所が決めます。後見人等に対する報酬額の目安は、後見人等の管理財産額が1000万円以下の場合には月額2万円程度です。成年後見監督人等の場合は1万円程度です。これらの報酬額に対しては、自治体によって多少の違いはありますが、本人の収入額や

財産が少ない場合には報酬額の全部又は一部を助成する制度があります。

* * * * *

冒頭の事例ですが、成年後見もやいが母親の成年後見制度申立ての支援をし、母親が娘さんの特別養護支援学校卒業後の進路の場としての生活介護事業所づくりの運動に頑張ってきたことや母が適切に財産管理をしてきたことなどを申立書にしつかりと記載し、申立て通り家庭裁判所から母親が後見人に選任されました。

お気軽にご相談ください。

特定非営利活動法人成年後見もやい

☎ 052-746-9395

日常を 取り戻すために

生活支援部 現場総合主任

榊原 芳典

「名古屋駅 だめ！」

グループホームで暮らしている50代のAさんが語尾を強めて発します。Aさんは知的障害がありますが、知的障害よりも、敏感で繊細な感受性によって他者との関係に悩んでいるようにみえます。

Aさんは「コーヒー」、「パン」、「お風呂」など、短い単語で気持ちを伝えてくれますが、声のトーンや表情から、単語以上の気持ちを想像できます。楽しみにしていることには目

を輝かせ、弾んだ声で身を乗り出してきますし、遠慮や気遣いで葛藤しているときは、目を伏せながら『聞いてもいいのかな』と探るように呟きます。

コロナによる自粛が始まったばかりの頃は、『今日こそは名古屋駅や栄に行けるんじゃないか』と期待を交え、笑顔で尋ねていました。

しかし、基礎疾患もある50代のAさんや、重症化リスクの高い他の利用者（ヘルパーなどの支援を受けている障害のある方）のことを思うと、休日の名古屋駅への外出は「今はごめんなさい」、「コロナがおさまったら」と繰り返し我慢をお願いしてきました。

次第にAさんも、『どうせだめなんだろう』と話題にすることを避けるようになっていくように感じました。それは、期待して傷つ

くことから、あらかじめ自分を守っているようにも見えました。

Aさんの言葉や表情の端々に、叶わない願い、叶えてくれない職員たちへの諦め、そして怒りを感じました。小柄で丸まった背中のAさんが短い単語で「だめ」と小さく寂しうに呟く姿は年齢よりも年老いて見えませんでした。

* * * * *

一年以上続いた自粛生活ですが、緊急事態宣言が解除され、ワクチン接種も完了したため、待ちに待った余暇外出を再開するときにやってきました。

ある平日の夕暮れ時、何気なくAさんの隣に座っていたところ、Aさんが、テーブルの上に置いてあった広告の「名古屋駅」の文字をじっと見つめていることに気付きました。

そして、喉の奥から絞り出すように何か伝える気配があったため、待っていると、意を決して榊原の目をじつと見つめながら「名古屋駅はさ、人が多いからいけないんでしょう？」「飲食はだめなんでしょう？」と尋ねてきました。

口に出すまでの間、Aさんは目をぎゅっと閉じて、恐る恐る言葉を選んでいようでした。どういう伝え方をしたらいいんだろう、でもどうせだめなんじゃないか、でも諦めたくないという雰囲気はひしひしと伝わってきたのです。

Aさんにとって名古屋駅は特別な場所です。若い頃、ゲームセンターや喫茶店に行っていた思い出があり、行けば何か楽しいことが起こりそうな、わくわくさせてくれる場所なのだと思います。

普段、「コーヒー」など、短い単語で伝えてくれるAさんが、長文の話し言葉を発したことに驚きつつ、勇気を振り絞って伝えてくれたAさんに、自分も精一杯応えなければと思いました。

緊急事態宣言が解除されたばかりで、土日の繁華街の様子がわからなかったため、名古屋駅でご飯を食べてもらうのはまだ怖い、たくさん人がいると、いろんな人がいるから心配だと自分の考えを伝えました。

そうするとAさんは、「いろんな人いるの？」「大声で話す人いるの？」「こわい？」と、こちらの心配を汲み取ってくれ、そうだからご飯は買ってグループホームに戻ってから食べて欲しいと伝えると、「ここぞ!？」と笑って了承してくれました。

続けて、「買い物はだめなんでしょう？」

と尋ねられたため、買い物は大丈夫と伝えると、「いいの!？」、「マスクは外したらだめなんでしょう？」と聞かれ、うん、マスクは大ごと…この調子で一つ一つ相談し、移動手段、外出時間など確認していきました。

翌日、計画を文章化し、Aさんに見てもらくと、『Aさんにとって特別な場所である名古屋駅に行けたという気持ちをもってもらいたい』という一文をAさんが指さし、「行けない気持ち」と呟きました。読み間違えだと思い、行けたという気持ちだよと伝えると、



Aさんは「行けない気持ち」と辛そうに再び口にしたため、Aさんの気持ちを想像して、はっとし、今まで行きたいけど、行けない気持ちだったね、ずっと「行けない気持ち」だったもんねと聞いてみると、これまでの我慢を噛み締めるように、深く頷きながら「うん、うん」と声を漏らしました。

週末、Aさんは念願だった名古屋駅に行き、デパートでお弁当と大好きなケーキを買って戻ってきました。お弁当もケーキも名古屋駅でなくても買うことはできますし、この外出は不要不急だったかもしれませんが。

しかし、計画の相談から、外出に至るまでの一連の出来事がAさんの生活に確かにハリを与え、それは他のことでは代えられないものに感じました。

《 願いに職員はどう向き合うか 》

利用者と長い時間接している職員たちは、利用者の要望に触れ、願いをかたちにするチャンスがあります。しかし、それほど実現が困難でない願いすら叶えられていないのではないかと危惧します。

生活支援部の課題として、一人一人の職員は誠実で、個人で応じられることには力を尽くしますが、個人だけでは応じきれない（集団での継続的、段階的な関わり）場面では、支援の主催者になりきれず、利用者の願いに気づきながらも受け身のまま時間だけが過ぎ、結果的に放置してしまっていることが上半期の反省からみてきました。

自分も含め職員にとってそうした指摘を受け入れるのは苦しい瞬間です。しかし、他に伝えるのが苦手なAさんが勇気を振り

絞って言葉を綴ったように、自分たち職員も自らの役割を自覚して実践のなかで利用者ひとりひとりの願いをかたちにしていきます。

Aさんと相談をしているとき、Aさん自身が「何に気を付ければいいか」を意識して話していることを感じました。外出する当事者としての自覚、他人事ではなく主体性をもって相談をしてくれている、その瞬間こそまさに利用者主体の支援だと感じました。

ここまで真剣に向き合ってくれたAさんに対して、職員側は他人事になっていないか、最善を尽くしているか、支援の主体は誰か、職員一人一人が自己の姿勢を問う機会として、実践の質を高めていきたいです。

ありがとうございました

2021年10月19日にあいち心身障害者小規模授産所を支援する会の会長様、ヤクルトの社員様でWILLにお越しになり、作業の様子を見学していただいた後で寄付金贈呈式を行いました。

「あいち心身障害者小規模授産所を支援する会」会長の新谷様は、20数年前のコンビニの会誕生の頃からの大川理事長の事をよくご存じで、その頃のお話をしてくださいました。

自動販売機を設置した収益でご寄付をいただきました。平成14年にも同様に頂戴しており今回が2回目となります。

また、自動販売機の協力企業である(株)ヤクルトの社員様もお越しになり、ヤクルト50本を贈呈してくださいました。

あいち心身障害者小規模授産所を支援する会様、(株)ヤクルト様、誠にありがとうございました。



**寄付金5万円
ありがとうございます！**



**ヤクルトさんから
ヤクルト 50本いただきました**



《活動状況》

9月

- 2日 看護師によるガウンテクニック講習
- 2日 口腔ケア研修（戸谷）
- 6日 虐待防止研修（榊原・大西）
- 10日 日本福祉大学渡辺先生と
ZOOM対談（塩澤・水野香織）
- 11日 防災訓練（WILL）
- 13日 連絡調整会議
- 15日 通所部主任会議
- 21日 生活支援部主任会議
- 23日 通所 祝日開所
- 23日 通所 親の会
- 24日 会報発送
- 24日 防災関係（久野・山崎）
- 30日 福祉施設事業所防災セミナー

10月

- 1日 日本福祉大学渡辺先生VOLO来所
- 7日 実務者研修（土田）
- 8日 会報会議
- 7.8日 サービス管理責任者基礎研修
（坪内）
- 12日 通所防災会議
- 13日 同朋大学訪問（野村・伊藤翔磨）
- 13日 通所部主任会議
- 15日 連絡調整会議
- 17日 口腔ケア研修（伊藤弘子）
- 19日 WILL 寄付贈呈式
- 22日 日本福祉大学訪問（榊原）
- 26日 VOLO総括会議
- 27日 渡辺クリニック先生VOLO来所
- 28日 親の会 後見人制度学習会



コンビニハウス クリスマス会中止のお知らせ



新型コロナウイルスの感染が落ち着いてきている状況ではありますが
新型コロナ第6波が12月より再拡大する予測が出ているのを鑑み、
誠に勝手ながら開催を中止させていただくこととなりました
ご参加をご検討いただいていた皆様にはご迷惑をお掛けすることとなり
大変申し訳ございません
何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます



コンビニハウス



事務局コーナー



「ご協力ありがとうございました」

9月～10月（敬称略・順不同）

★ ご寄付いただいた方々

(NPO 法人コンビニの会)

※会報購読料1万円以上お振込みの方

柳野友美 山上小枝子

トクメイ

★ 物品寄付をいただいた方々

(コンビニハウス)

伊納尚男 安達商店

榊原芳典 松本浩希 隅田 豊

(VOLO)

山本 慧 石原優樹

塩澤しのか 久保昂太郎

坪内美紀 戸谷夏未 伊藤弘子

(WILL)

富永専市 上野初恵

★ 活動にご協力いただいた方々

(コンビニハウス)

大森 信 石原正寅 辻本道子

東原光江 鈴木千春 石原まち

寺西 剛 田村淳仁 吉田恵美

清水柚衣 川口侑里 長谷川美緒

河田帆香 中村早希 酒井まみ子

戸部アスカ 玉那覇詠洸

★ 会報発送ボランティア

吉田嘉子 佐藤美紀子

半田素子 藤田ますえ

☆☆ **12月3日～9日は障害者週間です** ☆☆

障害者週間は、障害者があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。

この期間を中心に、国や各自治体、関係団体等において、障害者福祉についての関心・理解を深める様々な関連行事に取り組んでいます。

例えば名古屋市では、障害者週間ポスター・体験作文の表彰、福祉製品の販売、映画の上映会などを行っています。

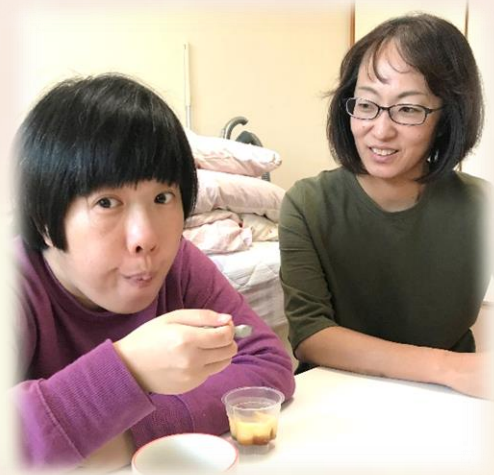
障害について理解を深め、障害の有無によって分け隔てることなく、お互いの人格や個性を尊重し合いながら共に支え合いましょう。

私たちと一緒に働いてみませんか？

エゼル福祉会では障害を持つ方たちの地域生活を支援しています。

経験がなくても大丈夫！！

とても素敵で貴重な経験があなたを待っています。



障害を持っている人たちと接する機会が今までなかったので、
 こういう生活もあるのかと勉強になります。
 今まで知らなかった社会の別の側面が見え、興味深いです。
 全く未経験でも、とても丁寧に引き継ぎをしてもらえて
 働きやすいと思いました。(ヘルパー歴ワカ月 Aさん)



お気軽にお問い合わせください

TEL : 052-505-6082 (担当：榊原・溝口)

【銀行口座】三菱UFJ銀行 小田井支店 店番 238 (普) 口座番号 1440108

特定非営利活動法人 コンビニの会

【郵便振替口座】番号 00800-2-35190 コンビニの会

ご意見・ご質問・お問い合わせは下記までお寄せください。

障害のある人たちの地域生活を支援する

特定非営利活動法人

〒452-0807 名古屋市西区歌里町 147 番地

コンビニハウス Tel (052) 502-7731

Fax (052) 505-6082

URL <http://ezeru.sakura.ne.jp/>

E-mail convini@beach.ocn.ne.jp



コンビニの会

理事 宮川 優子